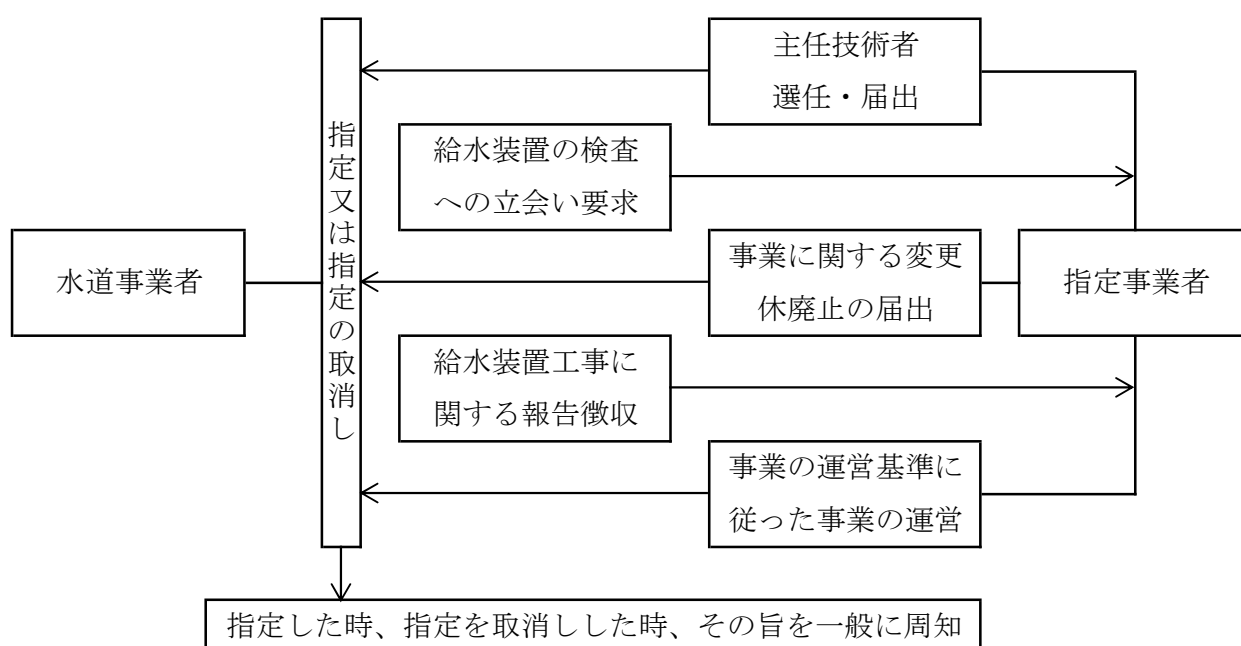


第2章 指定事業者

2.1 指定事業者制度

指定事業者制度は、給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者を指定する制度である。したがって、給水装置工事を行う者は、管理者の指定を受けた指定事業者でなければならない。

(指定事業者制度の概要)



2.2 事業の運営の基準（法第25条の8・施行規則第36条）

指定事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。その基準は、次の各号に掲げるものとする。

1. 給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。
2. 分岐工事等を施行する場合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者を配置すること。
3. 分岐工事等については、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うように施行すること。
4. 施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
5. 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと、また、管等の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しないこと。
6. 指名した主任技術者に給水装置工事の記録を作成させ、作成の日から3年間保存する

こと。

- (1) 施主の氏名又は名称
- (2) 施行の場所
- (3) 施行完了年月日
- (4) 主任技術者の氏名
- (5) 竣工図
- (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- (7) 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

2.3 指定の申請（法第25条の2）

指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 小樽市の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名
3. 給水装置工事をを行うための機械器具の名称、性能及び数量
4. その他国土交通省令で定める事項

2.4 指定の基準（法第25条の3・施行規則第20条）

水道事業者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定しなければならない。

1. 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
2. 国土交通省令で定める次の機械器具を有する者であること。
 - (1) 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
3. 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (4) 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2

年を経過しない者

- (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (6) 法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

2.5 変更の届出（法第25条の7・施行規則第34条）

指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める次の事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その水道旨を事業者へ届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあつては、役員の氏名
- (3) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2.6 主任技術者の選任（法第25条の4）

指定事業者は、事業所ごとに、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任（指定を受けてから、2週間以内）しなければならない。

また、選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を水道事業者へ届け出なければならない。

2.7 主任技術者の立会い（法第25条の9）

水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

2.8 報告又は資料の提出（法第25条の10）

水道事業者は、指定事業者に対し、当該指定事業者が給水区域内において施行した給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2.9 指定の取消し（法第25条の11）

水道事業者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

1. 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
2. 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
3. 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
4. 法第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
5. 法第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
6. 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
7. その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
8. 不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2.10 主任技術者（法第25条の4第3項）

主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理等、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令（施行令第6条）で定める基準に適合していることの確認
4. 給水装置工事に係る水道事業者との連絡又は調整

[解説]

1. 工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の課程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資材の手配、施工管理及び工程毎の工事の仕上がり検査（品質検査）等がこれに該当する。
2. 工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の課程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督をいう。
3. 給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適

合する材料の選定、（例えば、耐食性のある基準に適合する材料の選定）、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、耐食性のある材料や耐寒材料の使用）、給水装置システムの計画及び施工（例えば、逆流防止器具の設置）、工程ごとの検査等による基準適合性の確保、施工検査における基準適合性の確保をいう。

4. 水道事業者との連絡又は調整は、

- (1) 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
- (2) (1)の工事及び給水管の取付け口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事の条件に関する連絡調整
- (3) 給水装置工事を完成したときの連絡